

コンビニ収納・スマホ決済 Q&A

質問1 利用できるコンビニはどこですか？

回答1 納付書裏面に記載のある店舗であれば、日本全国どこでも税・料金を納付することができます。土日祝日、24時間いつでも納付できます。ただし、印字されている使用期限が過ぎている納付書については使用できません

質問2 コンビニで使用できる納付書はどれですか？

回答2 令和5年4月1日以降に発行された納付書で、左側下部にバーコードが印字されているものです。バーコードが印字されていないもの、汚れ等により読取りができないもの、納付書1枚あたりの金額が30万円を超えているもの、金額を訂正したものについては、コンビニ納付できません。また、バーコード使用期限が過ぎたものについても使用はできません。

質問3 口座振替を利用しています。コンビニ収納やスマホ決済に変更したいのですがどうすればいいですか？

回答3 口座振替を利用されている方には、バーコード付納付書は送付されません。変更したい場合は、口座振替を利用している金融機関に廃止届を提出してください。廃止の申し込みをされた翌月から納付書を郵送します。ただし、廃止の申し込みが20日以降の場合、翌々月からの適用になる場合があります。詳しくは納付書発行元にお問い合わせください。

質問4 コンビニで町税等を納付する場合の注意点を教えてください。

回答4 コンビニで納付された場合は、領収証書とは別にレシートが発行されます。レシート発行と同時に本部に収納データが配信されますので、レシートは納付した証拠となります。領収証書と一緒に大切に保管してください。

質問5 コンビニで町税等を納付しました。納税証明が必要な場合、いつから発行できますか？

回答5 納付されてから収納の確認ができるまで数週間かかる場合があります。車検等で納税証明がすぐ必要な方については、コンビニで納付した際に受け取った領収証とレシートを役場までご持参ください。

質問6 スマホ決済アプリで納付するには、どうすればいいですか？

回答6 スマートフォン等に、納付書裏面に記載されているいずれかの決済アプリをインストールし、必要事項を登録し、請求書払いを選択します。納付書に印字されたバーコードや地方税統一 QR コード (eL-QR) を読み込み、支払いの手続きを行ってください。なお、手続き完了後は取り消しすることができませんのでご注意ください。

質問7 Pay Pay や LINE Pay 等のスマホ決済アプリで支払いをしました。領収証は発行されますか？

回答7 領収証は発行されません。領収証が必要な方、車検ですぐ納税証明が必要な方等については、必ず、役場、金融機関、コンビニなどの窓口でお支払いください。

質問8 スマホ決済アプリで支払いをした場合に、ポイントは付与されますか？

回答8 ポイント等の確認については、各決済会社へお問い合わせください。

質問9 スマホ決済アプリで軽自動車税を支払いました。納税証明書は送られてきますか？

回答9 納税証明の送付は行いません。必要な方は役場窓口で交付の申請を行ってください。また、急がれる場合は決済アプリを使用せず、役場、金融機関の窓口や、コンビニで納付書によりお支払いください。

質問 10 バーコードの使用期限が過ぎているため納付書が使用できません。

回答 10 納付書発行元に連絡し、納付書の再交付を受けてください。

質問 11 アプリを使って納付したいのですが、バーコードとQRコードのどちらを使用すればいいですか？

回答 11 両方使用できます。

質問 12 バーコードの印字はあるが、QRコードが印字されていません。

回答 12 QRコードの印字は税金のみです。町県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税種別割、国民健康保険税の4税だけになります。QRコードが印字されている納付書は、スマホ決済アプリのほか、全国の地方税統一QR対応金融機関の窓口で納付が可能です。